

第116期 決算公告

2025年6月23日

愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号

株式会社あいち銀行

代表取締役頭取執行役員 鈴木 武裕

第116期末（ 2025年3月31日現在 ）貸借対照表

(单位: 百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
現 金 預 け 金	611,953	預 金	5,945,709
現 金	43,346	当 座 預 金	339,558
預 け 金	568,607	普 通 預 金	3,116,693
コ ー ル 口 一 ン	732	貯 蓄 預 金	23,022
買 入 金 銭 債 権	7,211	通 知 期 預 金	18,025
有 価 証 券	1,192,080	定 期 預 金	2,406,903
国 債	179,109	そ の 他 の 預 金	18,475
地 方 債	254,427	譲 渡 性 の 預 金	23,029
社 債	358,617	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保	79,760
株 式 債 権	189,296	借 入 金	326,000
そ の 他 の 証 券	210,629	外 国 為 替 金	326,000
投 資 損 失 引 当 金	△0	外 国 為 替 金	1,416
貸 出 金	4,854,765	未 払 外 国 為 替 債	950
割 引 手 形 貸 付	8,184	そ の 他 の 負 債	465
証 書 貸 付	53,941	未 払 法 人 税 等	48,224
当 座 貸 付	4,369,890	未 払 費 用	438
外 国 為 替 越 越	422,750	前 払 受 取 益	4,136
外 国 為 替 替 替	2,587	給 付 補 填 備 品	2,995
外 国 為 替 替 替	1,932	金 融 商 品 等 受 入 担 保	2
買 入 外 国 為 替 替	132	金 融 商 品 等 受 入 担 保	157
取 立 外 国 為 替 替	522	金 融 商 品 等 受 入 担 保	9,340
そ の 他 の 資 産	33,654	資 産 の 除 去 の 負 債	604
前 払 費 用	104	賞 与 引 当 金	916
未 収 収 益	3,545	賞 与 引 当 金	29,632
金 融 派 生 の 商 品 産 産	8,480	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	1,002
そ の 他 の 資 産	21,523	偶 発 延 税 引 当 金	83
有 形 固 定 資 産	52,758	繰 上 延 税 引 当 金	27
建 物	11,153	再 評 価 に 係 る 繰 上 延 税 金 負 債	2,699
土 地	35,317	支 払 承 諾	13,579
リ ー ス 資 産	516	負 債 の 部 合 計	6,432,346
建 設 仮 勘 定 資 産	964	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	4,806	資 本 本 剰 余 金	18,000
無 形 固 定 資 産	1,688	資 本 剰 余 金	68,933
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 資 産	1,541	資 本 準 備 金	13,834
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 資 産	31	そ の 他 の 資 本 剰 余 金	55,099
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	115	利 益 剰 余 金	165,364
前 払 年 金 費 用	12,587	利 益 準 備 金	5,392
支 払 承 諾 見 返 金	5,460	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	159,971
貸 倒 引 当 金	△23,654	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	663
		別 途 積 立 金	140,280
		繰 越 利 益 剰 余 金	19,027
		株 主 資 本 合 計	252,297
		そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	49,032
		繰 上 延 ヘ ッ ジ 損 益	5,650
		土 地 再 評 価 差 額 金	12,498
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	67,181
		純 資 産 の 部 合 計	319,478
資 産 の 部 合 計	6,751,825	負 債 お よ び 純 資 産 の 部 合 計	6,751,825

第116期 (2024年 4 月 1日から
2025年 3 月31日まで) 損益計算書

(单位：百万円)

科 目	金	額
益金	44,764	72,998
利息	29,717	
当利	13,804	
利息	59	
利息	1,088	
利息	2	
利息	92	
利益	12,761	
料	2,245	
益	10,516	
益	327	
益	305	
益	6	
益	15	
益	15,143	
益	13,359	
益	104	
益	0	
益	1,679	
費用	6,234	63,405
費用	4,809	
利息	16	
利息	3	
利息	155	
利息	522	
利息	676	
利息	50	
費用	4,114	
費用	262	
費用	3,852	
費用	12,502	
費用	801	
費用	11,501	
費用	198	
費用	33,950	
費用	6,603	
費用	26	
費用	0	
費用	256	
費用	9	
費用	841	
費用	2	
費用	5,466	
益金		9,592
益金	10	10
益金	99	614
益金	515	
益金		8,988
益金		713
益金		△581
益金		131
益金		8,857

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法〔ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法〕を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規程に則り、次のとおり計上しております。

- ①破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと実質的に同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- ②現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、主に債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。
- ③貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者（要注意先）のうち、債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び3月以上延滞債権）である債務者（要管理先）に係る債権については、今後3年間または、平

均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

- ④上記③以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（正常先）に係る債権は今後1年間又は平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

上記③及び④の将来見込みに基づく予想損失率の修正方法について、以下の方法を採用しております。

・業種の特性を反映する方法

今後の経済環境の変化が信用リスクにあたえる影響が大きいと考えられる特定業種に属する債務者に係る債権について、業績悪化に伴い今後増加すると予想される信用コストの増加を予想損失率に反映させて引当を行っております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理しております。また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金（保証負担損失引当金）は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度等による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上方法

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務等の提供であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、一部の資産について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

9. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「法人税等会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月18日。以下「税効果適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 23,654百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」の「6. 引当金の計上基準」「(1)貸倒引当金」に記載のとおり、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、決定された債務者区分に応じて、償却・引当規程に則り貸倒引当金を計上しております。

②主要な仮定

- (イ)債務者区分の判定は、債務者の財務情報等の定量的な情報を基礎として、定性的要因等を勘案した判断を加えて決定しており、主に下記の領域において見積りの不確実性が高くなっています。

- ・債務者の将来の業績見通しを含む信用状況の把握(財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等も含む)
- ・直近の経済環境、リスク要因を踏まえた将来の見通しや過去の貸倒実績に基づく予想損失の見積り

- (ロ)原材料価格や人件費の上昇等による企業業績及び資金繰りへの影響が翌事業年度においても継続すると見込まれ、貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

こうした仮定のもと、今後の経済環境の変化が信用リスクにあたえる影響が大きいと考えられる特定業種に属する債務者に係る債権について、業績悪化に伴い今後増加すると予想される信用コスト

トの増加を予想損失率に反映させて引当を行っております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は高い不確実性を伴い、経済環境の変化、貸出先の経営状況の変動等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(退職給付制度の一部改定)

当行及び株式会社中京銀行は、2025年1月1日付で合併に伴う制度統一の一環として、退職一時金を確定拠出年金制度へ移行しており、また当行の企業年金基金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しており、移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日)を適用し、確定拠出年金制度へ移行する部分について退職給付制度一部終了の処理を行いました。

これにより、当事業年度において、515百万円の特別損失を計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 4,083百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	19,080百万円
危険債権額	62,315百万円
要管理債権額	7,497百万円
三月以上延滞債権額	71百万円
貸出条件緩和債権額	7,426百万円
小計額	88,893百万円
正常債権額	4,835,801百万円
合計額	4,924,694百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という

- 方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,316百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 457,470百万円 |
| 貸出金 | 266,800百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 債券貸借取引受入担保金 | 79,760百万円 |
| 借入金 | 326,000百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券603百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金12,000百万円及び保証金477百万円が含まれております。
6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、995,542百万円であり、これらは全て原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | |
|--|---|
| 再評価を行った年月日 | 1998年3月31日 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。 |
| 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | |
| 再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。 | |
8. 有形固定資産の減価償却累計額 42,145百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,881百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は62,622百万円であります。
11. 関係会社に対する金銭債権総額 9,379百万円
12. 関係会社に対する金銭債務総額 13,348百万円
13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は7.79%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	59百万円
役務取引等に係る収益総額	21百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	90百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	41百万円
役務取引等に係る費用総額	83百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,197百万円

2. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	株式会社あいちフィナンシャルグループ	被所有直接100%	経営管理、役員の兼任、出向者の出向	経営管理料の支払	939	—	—
				配当金の支払	3,574		
				出向者人件費の受取	562		
				現物配当の支払	3,029		

(注)取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 経営管理料は、株式会社あいちフィナンシャルグループの経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算出しております。
2. 出向者人件費は、当行の給与を基準に双方協議の上決定しております。
3. グループ内組織再編により、子会社株式等を現物配当として支払ったものであり、取引金額については、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づいて計算しています。

(2) 役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員の近親者	犬飼康道	—	—	税理士	—	—	資金の貸付	(平均残高)26	貸出金	25
								(貸出金利息)0		
役員の近親者	石川鈴雄	—	—	—	—	—	資金の貸付	(平均残高)14	貸出金	13
								(貸出金利息)0		
役員の近親者	伊藤亮	—	—	団体職員	—	—	資金の貸付	(平均残高)31	貸出金	31
								(貸出金利息)0		

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,985	1,888	△97
	地方債	7,288	6,943	△345
	社債	200	166	△33
	小計	9,474	8,998	△476
合計		9,474	8,998	△476

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	4,083
関連法人等株式	—

3. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	169,051	71,151	97,900
	債 券	8,249	8,165	84
	国 債	—	—	—
	地 方 債	3,009	3,006	2
	社 債	5,239	5,158	81
	外 国 債 券	14,564	14,400	164
	そ の 他	102,644	84,988	17,655
	小 計	294,510	178,705	115,805
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	13,631	15,467	△1,836
	債 券	774,431	811,876	△37,445
	国 債	177,123	191,359	△14,235
	地 方 債	244,129	256,174	△12,044
	社 債	353,177	364,343	△11,165
	外 国 債 券	25,219	25,603	△384
	そ の 他	72,257	78,645	△6,388
	小 計	885,538	931,593	△46,054
合 計		1,180,049	1,110,298	69,750

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
非 上 場 株 式	4,180
組 合 出 資 金 等	1,505

組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売 却 額 (百万円)	売 却 益 の 合 計 額 (百万円)	売 却 損 の 合 計 額 (百万円)
株 式	27,728	12,504	841
債 券	94,438	1	10,520
国 債	88,993	—	10,355
地 方 債	688	—	97
社 債	4,756	1	66
外 国 債 券	—	—	—
そ の 他	13,381	1,158	981
合 計	135,548	13,665	12,343

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等および組合出資金等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は198百万円(うち、社債33百万円、その他165百万円)であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価と比べて30%以上下落したものとしております。

そのうち、下落率50%以上の銘柄は一律減損処理し、下落率30%以上50%未満のものは、時価の回復可能性があるものと認められるもの以外について、全て減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	6,324百万円
偶発損失引当金	844
減価償却費	3,606
有価証券償却	2,088
土地減損等	831
その他	2,885
繰延税金資産小計	16,580
評価性引当額	△3,188
繰延税金資産合計	13,392
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△20,718
前払年金費用	△2,961
退職給付信託設定益	△347
繰延ヘッジ損益	△2,597
買換資産圧縮積立金	△304
その他	△41
繰延税金負債合計	△26,971
繰延税金負債の純額	△13,579百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.60%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.49%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は545百万円増加し、その他有価証券評価差額金は585百万円減少し、繰延ヘッジ損益は73百万円減少し、法人税等調整額は113百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は192百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(収益認識関係)

連結計算書類に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

連結計算書類に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	29,672円83銭
1株当たりの当期純利益金額	822円65銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第116期 決算公告

2025年6月23日

愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号
株式会社あいち銀行
代表取締役頭取執行役員 鈴木 武裕

第116期末（2025年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	612,029	預 金	5,936,865
コールローンおよび買入手形	732	譲 渡 性 預 金	1,600
買 入 金 銭 債 権	7,211	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	79,760
有 価 証 券	1,190,275	借 用 金	326,000
投 資 損 失 引 当 金	△0	外 国 為 替	1,416
貸 出 金	4,855,125	そ の 他 負 債	55,489
外 国 為 替	2,587	賞 与 引 当 金	1,020
そ の 他 資 産	40,635	役 員 賞 与 引 当 金	83
有 形 固 定 資 産	52,652	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	33
建 物	11,257	偶 発 損 失 引 当 金	2,699
土 地	35,050	繰 延 税 金 負 債	16,361
リ ー ス 資 産	531	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,784
建 設 仮 勘 定	964	支 払 承 諾	5,460
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	4,847	負 債 の 部 合 計	6,433,576
無 形 固 定 資 産	1,727	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,552	資 本 金	18,000
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	31	資 本 剰 余 金	72,488
リ ー ス 資 産	27	利 益 剰 余 金	168,274
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	116	株 主 資 本 合 計	258,763
退 職 給 付 に 係 る 資 産	21,610	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	49,159
繰 延 税 金 資 産	427	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	5,650
支 払 承 諾 見 返	5,460	土 地 再 評 価 差 額 金	12,498
貸 倒 引 当 金	△24,647	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	6,181
資 産 の 部 合 計	6,765,828	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	73,489
		純 資 産 の 部 合 計	332,252
		負 債 お よ び 純 資 産 の 部 合 計	6,765,828

第116期（2024年 4 月 1日から
2025年 3 月31日まで）連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		77,376
資 金 運 用 収 益	44,791	
貸 出 金 利 息	29,709	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	13,837	
コールローン利息および買入手形利息	59	
預 け 金 利 息	1,090	
そ の 他 の 受 入 利 息	93	
役 務 取 引 等 収 益	13,929	
そ の 他 業 務 収 益	3,469	
そ の 他 経 常 収 益	15,186	
睡眠預金払戻損失引当金戻入益	104	
償 却 債 権 取 立 益	0	
そ の 他 の 経 常 収 益	15,080	
経 常 費 用		67,549
資 金 調 達 費 用	6,239	
預 金 利 息	4,807	
譲 渡 性 預 金 利 息	16	
コールマネー利息および売渡手形利息	3	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	155	
借 用 金 利 息	546	
そ の 他 の 支 払 利 息	710	
役 務 取 引 等 費 用	4,468	
そ の 他 業 務 費 用	15,417	
営 業 経 常 費 用	34,737	
そ の 他 経 常 費 用	6,687	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	95	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	0	
偶 発 損 失 引 当 金 繰 入 額	256	
そ の 他 の 経 常 費 用	6,334	
経 常 利 益		9,826
特 別 利 益		10
固 定 資 産 処 分 益	10	
特 別 損 失		615
固 定 資 産 処 分 損	100	
退 職 給 付 制 度 改 定 損	515	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,221
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税		829
法 人 税 等 調 整 額		△609
法 人 税 等 合 計		219
当 期 純 利 益		9,002
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		9,002

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 6社

会社名 株式会社愛銀ディーシーカード
株式会社中京カード
中京ファイナンス株式会社
愛銀コンピュータサービス株式会社
愛銀ビジネスサービス株式会社
愛知キャピタル株式会社

(連結の範囲の変更)

2025年1月1日付の株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の合併により、株式会社中京カード、中京ファイナンス株式会社を当連結会計年度から連結の範囲に含めております。また、前連結会計年度において連結子会社でありました愛銀リース株式会社は、株式会社あいちフィナンシャルグループへ現物配当により譲渡したため連結の範囲から除いております。

② 非連結の子会社及び子法人等 4社

あいぎんベンチャーファンド1号投資事業有限責任組合
あいぎん事業承継ファンド1号投資事業有限責任組合
あいちスタートアップファンド1号投資事業有限責任組合
あいぎんベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

③ 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 1社

株式会社アサノスクリーン

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

② 持分法適用の関連法人等

該当ございません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社

あいぎんベンチャーファンド1号投資事業有限責任組合
あいぎん事業承継ファンド1号投資事業有限責任組合
あいちスタートアップファンド1号投資事業有限責任組合
あいぎんベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ございません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される全ての子会社及び子法人等の決算日は連結決算日と一致しております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法〔ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法〕を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規程に則り、次のとおり計上しております。

- ①破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと実質的に同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- ②現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、主に債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。
- ③貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者（要注意先）のうち、債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者（要管理先）に係る債権については、今後3年間または、平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。
- ④上記③以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（正常先）に係る債権は今後1年間又は平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

上記③及び④の将来見込みに基づく予想損失率の修正方法について、以下の方法を採用しております。

・業種の特性を反映する方法

今後の経済環境の変化が信用リスクにあたえる影響が大きいと考えられる特定業種に属する債務者に係る債権について、業績悪化に伴い今後増加すると予想される信用コストの増加を予想損失率に反映させて引当を行っております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行の執行役員並びに連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当行の執行役員並びに連結される子会社及び子法人等の役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金(保証負担損失引当金)は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任

共有制度等による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理しております。また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) ファイナンス・リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

(2) 顧客との契約から生じる収益の計上基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務等の提供であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、一部の資産について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

15. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「法人税等会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月18日。以下「税効果適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書における取扱いの見直しに関する改正については、税効果適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金	24,647百万円
-------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」の「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、決定された債務者区分に応じて、償却・引当規程に則り貸倒引当金を計上しております。

②主要な仮定

イ.債務者区分の判定は、債務者の財務情報等の定量的な情報を基礎として、定性的要因等を勘案した判断を加えて決定しており、主に下記の領域において見積りの不確実性が高くなっています。

- ・債務者の将来の業績見通しを含む信用状況の把握(財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等も含む)
- ・直近の経済環境、リスク要因を踏まえた将来の見通しや過去の貸倒実績に基づく予想損失の見積り

ロ. 原材料価格や人件費の上昇等による企業業績及び資金繰りへの影響が翌連結会計年度においても継続すると見込まれ、貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

こうした仮定のもと、今後の経済環境の変化が信用リスクにあたえる影響が大きいと考えられる特定業種に属する債務者に係る債権について、業績悪化に伴い今後増加すると予想される信用コストの増加を予想損失率に反映させて引当を行っております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は高い不確実性を伴い、経済環境の変化、貸出先の経営状況の変動等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(退職給付制度の一部改定)

当行及び株式会社中京銀行は、2025年1月1日付で合併に伴う制度統一の一環として、退職一時金を確定拠出年金制度へ移行しており、また当行の企業年金基金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しており、移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日)を適用し、確定拠出年金制度へ移行する部分について退職給付制度一部終了の処理を行いました。

これにより、当連結会計年度において、515百万円の特別損失を計上しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の出資金を除く） 1,666百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	19,557百万円
危険債権額	62,509百万円
要管理債権額	7,568百万円
三月以上延滞債権額	71百万円
貸出条件緩和債権額	7,497百万円
小計額	89,635百万円
正常債権額	4,838,378百万円
合計額	4,928,014百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,316百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	457,470百万円
貸出金	266,800百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金	79,760百万円
借入金	326,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券603百万円を差し入れております。

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金12,000百万円及び保証金478百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,004,894百万円であり、これらは全て原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 42,258百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,881百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は62,622百万円であります。
11. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は7.95%であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益13,359百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却19百万円、株式等売却損841百万円、システム統合関連費用4,547百万円及び株式等償却2百万円を含んでおります。
3. 包括利益 ▲11,084百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	10,766	—	—	10,766	
合 計	10,766	—	—	10,766	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

① 金銭による配当

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年 6月21日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	1,787百万円	166円	2024年 3 月31日	2024年 6月21日
2024年 11月12日 取 締 役 会	普 通 株 式	1,787百万円	166円	2024年 9 月30日	2024年 11月29日
合 計	—	3,574百万円	—	—	—

② 金銭以外による配当

(決議)	株式の種類	配当財産の種類	配 当 財 産 の 帳 簿 価 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年 9月11日 臨 時 株 主 総 会	普 通 株 式	愛銀リース株式会社 株式	3,029百万円	—	2024年 10月 1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配 当 の 原 資	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年 5月15日 取 締 役 会	普 通 株 式	2,950百万円	その他利益 剰 余 金	274円	2025年 3月31日	2025年 6月27日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、顧客から「預金」を受け入れることで資金調達を行っております。また、調達資金である「預金」を民間企業や個人を対象に貸付けを行う貸出業務を行うとともに、債券、株式等で運用する市場運用を行っております。

デリバティブ取引については、顧客の為替変動リスク回避、当行自身の外貨資金調達取引及び金利上昇リスク回避のために利用しております。また、金融資産及び金融負債が市場リスクに晒されることから回避するため、総合的リスク管理の観点から、ヘッジ手段としてデリバティブを利用することとしております。

なお、デリバティブ取引のうち、金利スワップ取引の一部については、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジを適用しております。ヘッジ有効性評価につきましては、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として民間企業や個人に対する貸出金であり、金利リスク及び信用供与先の財務状況の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に債券、株式であり、債券は売買目的、その他有価証券及び満期保有目的、株式は純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び為替リスクに晒されております。預金については、流動性預金と定期性預金があり、定期性預金の期間は最長で5年であります。

金利変動を伴う金融資産及び金融負債を保有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、格付別・業種別等の信用リスクを時系列で分析し、銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っております。

当行グループは、個別債務者の信用リスク管理について、審査部門が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等を検証して評価を行っております。評価は、新規案件審査時及び実行後の途上与信管理や自己査定において定期的あるいは事象発生等により随時に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものであります。自己査定の集計結果等は自己査定検証部門が検証し、経営陣に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、与信管理部門が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。与信管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営陣に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用しております。

また、当行では信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しております。

②市場リスクの管理

当行では、市場リスク量を適切にコントロールするために、コンプライアンス・リスク統括部が市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを把握しております。

コンプライアンス・リスク統括部は、市場リスクの状況について、定期的に取締役会・リスク管理委員会等に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

○市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、主要なリスク変数は金利リスクと株価リスクであります。金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券及び投資有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「預金」であり、株価変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券及び投資有価証券」のその他有価証券に分類される株式であります。当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「市場統合リスク」、「債券」、「投信・その他の証券」、「純投資株式」、「政策投資株式」に区分してVaRを算定することで、金利の変動リスク及び株価の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。VaRの算定にあたってはヒストリカル・シミュレーション法(保有期間125日、信頼区間99%、観測期間10年)を採用しております。

2025年3月31日(当期の連結決算日)現在で当行グループの市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で40,586百万円であります。VaRの算定にあたっては、バンキング勘定の金利リスクと投信・その他の証券の価格変動リスク及び純投資株式の価格変動リスクを対象とするVaR値と、政策投資株式の価格変動リスクを対象とするVaR値を合算しております。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
 なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（(注1) 参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 買入金銭債権	7,211	7,211	—
(2) 有価証券	1,182,707	1,182,231	△476
満期保有目的の債券	9,474	8,998	△476
その他有価証券	1,173,233	1,173,233	—
(3) 貸出金	4,855,125	—	—
貸倒引当金（*1）	△23,652	—	—
	4,831,473	4,744,877	△86,595
資産計	6,021,391	5,934,320	△87,071
(1) 預金	5,936,865	5,937,193	327
(2) 譲渡性預金	1,600	1,600	—
(3) 借入金	326,000	324,228	△1,771
負債計	6,264,465	6,263,022	△1,443
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	75	75	—
ヘッジ会計が適用されているもの（*3）	8,247	8,247	—
デリバティブ取引計	8,323	8,323	—

- （*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
 （*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。
 （*3）ヘッジ対象である国債の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	4,395
組合出資金等（*3）	3,171

- （*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
 （*2）当連結会計年度において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。
 （*3）組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10 年 超
預け金	568,683	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	732	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	8,312
有価証券	100,346	241,864	290,728	77,293	57,241	134,098
満期保有目的の債券	—	—	1,520	—	7,770	200
その他有価証券のうち満期があるもの	100,346	241,864	289,208	77,293	49,471	133,898
貸出金(※)	516,896	773,296	675,752	488,434	496,337	1,405,252
合 計	1,186,658	1,015,160	966,480	565,728	553,578	1,547,663

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない81,014百万円、期間の定めのないもの418,142百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10 年 超
預金(※)	5,531,408	263,785	141,671	—	—	—
譲渡性預金	1,600	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	79,760	—	—	—	—	—
借入金	268,200	57,800	—	—	—	—
合 計	5,880,968	321,585	141,671	—	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	7,211	7,211
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	177,123	247,139	—	424,263
社債	—	296,546	61,871	358,417
株式	182,988	—	—	182,988
その他	125,040	82,523	—	207,564
デリバティブ取引				
金利関連	—	8,247	—	8,247
通貨関連	—	233	—	233
資産計	485,152	634,689	69,082	1,188,925
デリバティブ取引				
金利関連	—	—	—	—
通貨関連	—	157	—	157
負債計	—	157	—	157

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,888	6,943	—	8,831
社債	—	166	—	166
貸出金	—	—	4,744,877	4,744,877
資産計	1,888	7,109	4,744,877	4,753,876
預金	—	5,937,193	—	5,937,193
譲渡性預金	—	1,600	—	1,600
借入金	—	324,228	—	324,228
負債計	—	6,263,022	—	6,263,022

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から入手した価格によっており、入手した価格に使用されたインプットに基づき、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、信用スプレッド、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレート（店頭基準金利）を用いております。なお、連結決算日における預入満期までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、当該取引から発生する見積将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、連結決算日における満期日までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分が店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いているインプットは、金利や為替レート等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

（注2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2025年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
其他有価証券				
自行保証付 私募債	現在価値技法	割引率	0.1%－14.0%	0.3%
		倒産時の損失率	0.0%－20.0%	8.8%

(2)期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2025年3月31日）
 (単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に認識した評価損益(*)
		損益に計上(*)	その他の包括利益に計上					
買入金銭債権								
信託受益権	8,180	—	△566	△402	—	—	7,211	—
有価証券								
その他有価証券								
自行保証付私募債	42,118	△26	△784	20,564	—	—	61,871	—

(*) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明
 当行グループは経営会議において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門及びコンプライアンス・リスク統括部が時価を算定しております。
 時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
 自行保証付私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率及び倒産時の損失率であります。これらのインプットの著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計 上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	1,985	1,888	△97
	地方債	7,288	6,943	△345
	社債	200	166	△33
	小計	9,474	8,998	△476
合 計		9,474	8,998	△476

2. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	169,356	71,184	98,171
	債 券	8,249	8,165	84
	国 債	—	—	—
	地 方 債	3,009	3,006	2
	社 債	5,239	5,158	81
	外 国 債 券	14,564	14,400	164
	そ の 他	102,644	84,988	17,655
	小 計	294,815	178,738	116,076
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	13,631	15,467	△1,836
	債 券	774,431	811,876	△37,445
	国 債	177,123	191,359	△14,235
	地 方 債	244,129	256,174	△12,044
	社 債	353,177	364,343	△11,165
	外 国 債 券	25,219	25,603	△384
	そ の 他	72,347	78,744	△6,397
	小 計	885,628	931,692	△46,063
合 計		1,180,444	1,110,430	70,013

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	27,728	12,504	841
債券	94,438	1	10,520
国債	88,993	—	10,355
地方債	688	—	97
社債	4,756	1	66
外国債券	—	—	—
その他	13,381	1,158	981
合計	135,548	13,665	12,343

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等および組合出資金等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は198百万円(うち、社債33百万円、その他165百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価と比べて30%以上下落したものとしております。

そのうち、下落率50%以上の銘柄は一律減損処理し、下落率30%以上50%未満のものは、時価の回復可能性があるものと認められるもの以外について、全て減損処理を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2025年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益	8,699	—	8,699	1,153	9,853
預金・貸出業務	1,967	—	1,967	—	1,967
為替業務	2,235	—	2,235	—	2,235
代理業務	2,624	—	2,624	—	2,624
その他	1,871	—	1,871	1,153	3,024
その他業務収益	—	354	354	—	354
その他経常収益	81	—	81	81	162
顧客との契約から生じる経常収益	8,780	354	9,134	1,234	10,369
上記以外の経常収益	64,106	2,783	66,890	116	67,006
外部顧客に対する経常収益	72,887	3,137	76,025	1,351	77,376

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務等、集金代行業務、電算機による業務処理等業務、銀行事務サービス業務及び投資事業有限責任組合（ファンド）の運営・管理等業務であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

上記分解情報に記載している銀行業の役務取引等収益のうち、主なものは、預金・貸出業務は融資関連手数料、為替業務は内国及び外国為替手数料、代理業務は口座振替手数料及び預かり資産手数料であり、役務の提供時点で履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

(企業結合等関係)

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称 愛知銀行

事業の内容 銀行業

(吸収合併消滅会社)

名称 中京銀行

事業の内容 銀行業

(2) 企業結合日

2025年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

愛知銀行を吸収合併存続会社、中京銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

(4) 結合後企業の名称

株式会社あいち銀行

(5) その他取引の概要に関する事項

本件合併は、両行の営業基盤や知見、ノウハウといった強みを融合し、愛知県で存在感のある地域金融グループとして金融サービスを提供し、地域社会の繁栄に積極的かつ持続的に貢献することを目的としております。

また、単独では成し得なかった水準のコンサルティング・ソリューション型ビジネスモデルの構築、活気にあふれたチャレンジ精神旺盛な企業風土の確立、ゆるぎない経営基盤の構築により、高度化・多様化するお客さまのニーズに対応してまいります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理いたしました。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	30,859円26銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	836円13銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。